

## 個人情報に記載された書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報に記載された予約票を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報 患者氏名、患者 ID、診療情報

### 2 事案の経過

令和7年7月14日（月）

- ・担当医が患者Xの予約票をプリントアウトした。
- ・医師事務作業補助者は、プリンターに出力されていた書類を振り分ける際に、患者Xの予約票の氏名を確認せず、誤って同日受診の患者Yのカルテファイルに入れた。
- ・医師事務作業補助者は、患者Yにカルテファイルに入っていた患者Xの予約票を、氏名の確認をせずに誤って患者Yの予約票と一緒に交付した。
- ・患者Yより架電にて、別の患者の予約票が混入していたと申し出があり、誤交付が発覚。
- ・医師事務作業補助者の上長は、患者Yと患者Xに架電にて本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。患者Yには、次回の診察時に患者Xの予約票を持参するよう依頼した。

### 3 誤交付の原因

- ・医師事務作業補助者が患者Xの予約票を、氏名を確認せず患者Yのカルテファイルに挟んだため。
- ・医師事務作業補助者が患者Xの予約票を、氏名を確認せず患者Yに交付したため。

### 4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・書類をカルテファイルに挿入する際は、当該患者のものであるか、氏名を複数名により複数回指差し確認すること。
- ・患者へ書類を交付する際は、当該患者のものであるか、患者と共に氏名を確認すること。

以 上